〈 柔道整復施術所 〉

ver.1.0（令和7年8月　　初版）
ver.1.1（令和8年1月26日　更新）

福祉医療費の併用レセプト請求方式の導入について（令和８年４月施術分～）

福祉医療費の請求方法が連名簿請求方式から変更となります

岐阜県健康福祉部国民健康保険課　福祉・高齢者医療係
岐阜県国民健康保険団体連合会　保険者支援課

目次

1．岐阜県の福祉医療費における併用レセプト請求方式の導入について　2
2．併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること　4
（1）施術所からの請求方式の変更について　5
（2）福祉医療費受給者証の変更について　6
（3）福祉医療費の支払日について　8
（4）福祉医療費の支払額決定通知書・内訳書について　8
（5）福祉医療費の取下げ依頼について　9
（6）保険者から支給申請書(原本)が返戻された場合の取扱い　10
3．請求時の提出書類について　11
（1）提出書類　11
（2）月途中における資格変更等の場合の記載について　16
4．ご留意いただきたいこと　18
（1）令和８年３月施術分以前の請求方法・請求先について　18
（2）システム改修について　18
5．お問い合わせ先　19
6．変更履歴　20

１．岐阜県の福祉医療費における併用レセプト請求方式の導入について

- 岐阜県の福祉医療費助成制度は現在、県下全市町村において現物給付の取扱いを行っており、市町村から委託を受けた岐阜県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が審査支払事務を行っています。
  この現物給付の方法は、柔道整復施術所（以下「施術所」という。）が、被用者保険分・国保分・後期分とも、国保連合会へ「福祉医療費助成金請求書」を送付する「連名簿請求方式」となっています。

- 令和５年６月１６日に閣議決定された規制改革実施計画の方針を踏まえ、こども家庭庁及び厚生労働省は、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療等の地方公共団体が単独で実施する医療費等の助成制度について、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、いわゆる地単公費の現物給付化の取組みを段階的に進めることとされました。

- 将来的にこの取組みを実現するため、岐阜県における福祉医療費は、<u>令和８年４月施術分から、保険給付分と併せてレセプト（施術所は療養費支給申請書）で請求する「併用レセプト請求方式」に変更</u>となります。

１．岐阜県の福祉医療費における併用レセプト請求方式の導入について

併用レセプト請求 開始年月	令和８年４月施術（令和８年５月請求）分から
対象となる 福祉医療費助成制度	重度心身障害者医療費助成 乳幼児・子ども医療費助成 母子家庭等医療費助成 父子家庭医療費助成 ※ 事業名は市町村により異なる場合があります。 ※ 岐阜県内市町村より医療費受給者証を発行された方に限ります。

- 現在「福祉医療費助成金請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度が対象となります。
- 各市町村が独自に実施しているその他の医療費助成制度は、併用レセプト請求方式の対象外です。

２．併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

	令和８年３月施術分まで		令和８年４月施術分から
福祉医療費にかかる請求方法	連名簿請求方式	》	併用レセプト請求方式
福祉医療費受給者証の番号	受給資格者番号１５桁	》	地単公費負担者番号８桁 地単公費受給者番号７桁
福祉医療費の支払日	請求月末日	》	請求翌月２６日頃

２．併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

（１）施術所からの請求方式の変更について

現在、福祉医療費は「福祉医療費助成金請求書」を用いて請求していただいていますが、令和８年４月施術分以降は、福祉医療費の公費負担者番号及び受給者番号を記載した療養費支給申請書（※）で請求することになります。

※主保険の種類が被用者保険、または岐阜県以外の国保の場合は写しを作成します。

福祉医療費の請求方式と送付先

主保険の種類	区分	令和８年３月施術分まで	令和８年４月施術分以降	送付先 **（変更なし）**
・国保 ・後期	保険給付分	療養費支給申請書	療養費支給申請書 **（公費負担者番号及び受給者番号を記載）** ※P.13参照	**国保連合会**
	福祉医療費	福祉医療費助成金請求書		
・被用者保険（※1） ・岐阜県以外の国保（※2）	保険給付分	療養費支給申請書	療養費支給申請書	※1　保険者 ※2　保険者または岐阜県以外の国保連合会
	福祉医療費	福祉医療費助成金請求書	療養費支給申請書（**写し**） **（公費負担者番号及び受給者番号を記載）** ※P.15参照	**国保連合会**

送付先については、協会等を通じて送付している場合は、引き続き協会等へ提出します。

（２）福祉医療費受給者証の変更について

受給者には令和８年３月までに、新たな地単公費負担者番号等を記載した福祉医療費受給者証が市町村より発行されます。４月以降の施術時は、必ず新しい地単公費負担者番号等を確認してください。（各市町村の実施状況（対象者の範囲等）は、各市町村、岐阜県ホームページに掲載されています。）

- 地単公費負担者番号８桁の構成は以下のとおりです。

	事業別番号(2桁)		都道府県番号(2桁)		県単･市町村単区分(1桁)	市町村番号(2桁)		CD(1桁)
障害者 ※重度心身障害者 医療費助成	8	0	2	1	1　重度身障･県単	市町村ごとに定められた番号 ※次ページ参照		チェックデジット
			岐阜県の番号		2　重度身障･市町村単			
					3　重度身障(身体)･県単			
					4　重度身障(身体)･市町村単			
					5　重度身障(知的)･県単			
					6　重度身障(知的)･市町村単			
					7　重度身障(精神)･県単			
					8　重度身障(精神)･市町村単			
こども ※乳幼児･子ども 医療費助成	8	1			1　こども･県単			番号の誤りを検証するための数字 ※次ページ参照
					2　こども･市町村単			
ひとり親 ※母子家庭等･父子家庭 医療費助成	8	5			1　母子家庭等･県単			
					2　母子家庭等･市町村単			
					3　父子家庭･県単			
					4　父子家庭･市町村単			

2．併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

■　地単公費負担者番号８桁の構成（続き）

※市町村番号

市町村番号	市町村名
01	岐阜市
02	大垣市
03	高山市
04	多治見市
05	関市
06	中津川市
07	美濃市
08	瑞浪市
09	羽島市
10	恵那市

市町村番号	市町村名
11	美濃加茂市
12	土岐市
13	各務原市
14	可児市
16	岐南町
17	笠松町
19	海津市
22	養老町
24	垂井町
25	関ケ原町

市町村番号	市町村名
26	神戸町
27	輪之内町
28	安八町
30	揖斐川町
32	大野町
33	池田町
38	北方町
39	本巣市
40	瑞穂市
45	山県市

市町村番号	市町村名
53	郡上市
60	坂祝町
61	富加町
62	川辺町
63	七宗町
64	八百津町
65	白川町
66	東白川村
67	御嵩町
81	下呂市

市町村番号	市町村名
89	白川村
94	飛騨市

※チェックデジット算出方法

例：岐阜市子ども医療費県単の公費負担者番号の場合

起点

事業別番号		都道府県番号		区分	市町村番号		CD
8	1	2	1	1	0	1	3

	×	×	×	×	×	×	×	
①	2	1	2	1	2	1	2	
	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖	
②	1＋6	1	4	1	2	0	2	→合計 17

③　１０　－　7　＝　3

②の合計の1の位　　チェックデジット

①　公費負担者番号の各数に末尾の桁を起点として順次２と１を乗じます。

②　①で算出した積の和を求めます。
ただし、積が２桁となる場合は、１桁目と２桁目の数字の和となります。

③　10と、②で算出した数字の１の位の数との差をチェックデジットとします。
ただし、１の位が「０」のときチェックデジットは「０」となります。

（３）福祉医療費の支払日について

令和８年５月請求分より、施術所への福祉医療費の支払いは、主保険の保険給付分の支払いと同日（請求月の翌月26日頃）となります。※令和８年３月施術分以前の月遅れ請求分も同様です。

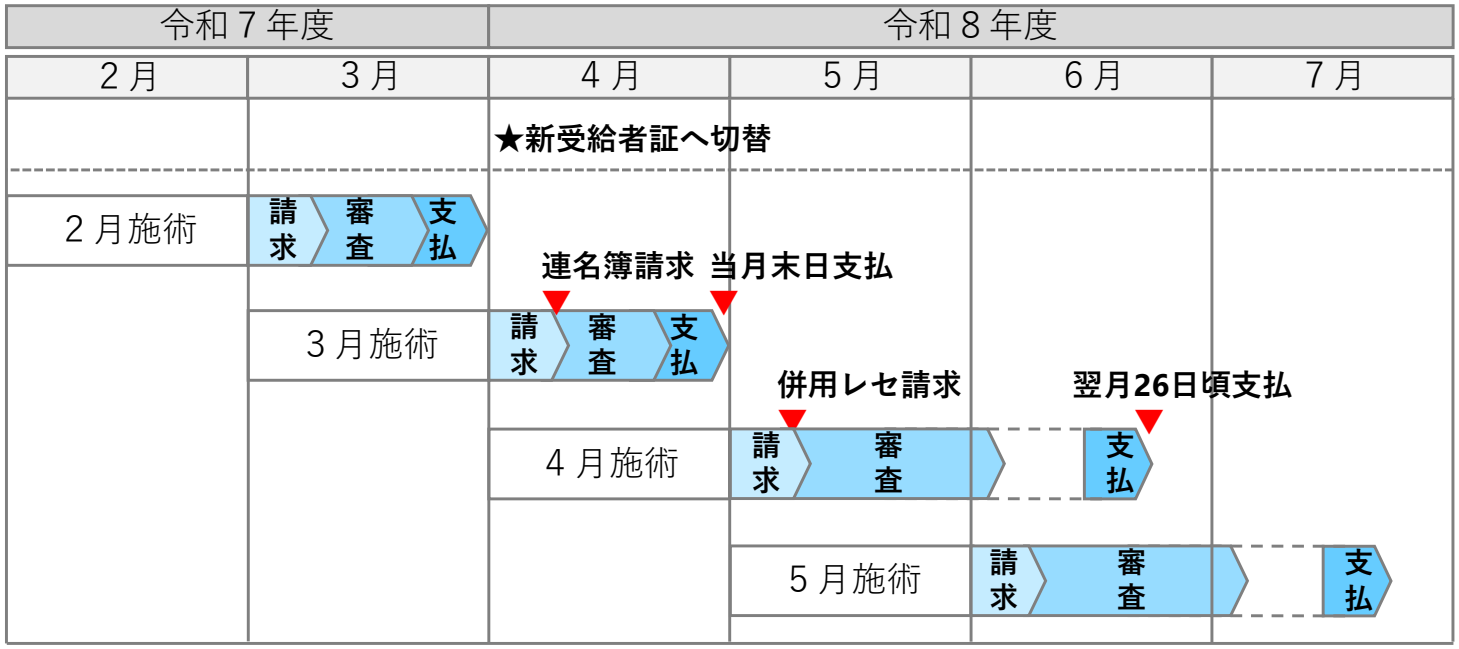

（４）福祉医療費の支払額決定通知書・内訳書について

令和８年５月請求分より、福祉医療支払額決定通知書・内訳書には、被用者保険分及び令和８年３月施術分以前の月遅れ分にかかる福祉医療費のみが表示され、国保・後期分にかかる福祉医療費は、保険給付分の診療報酬等支払額決定通知書・内訳書に公費分として表示されます。

（５）福祉医療費の取下げ依頼について

施術所からの福祉医療費にかかる取下げ依頼の方法は、以下のとおりとなります。

- 国保・後期分

  国保連合会へ支給申請書を取り下げるため、取り下げ依頼書(※)を送付してください。

  （令和８年４月施術分からは併用レセプト請求であるため、福祉医療費分のみの取り下げではなく、主保険分と併せて支給申請書単位で取り下げることになります。）

※取り下げ依頼書様式の掲示場所

岐阜県国保連合会ホームページ

「保険医療機関(保険薬局)の皆さんへ」→「診療(調剤)報酬明細書等の取り下げ依頼様式について」

- 被用者保険分

  市町村に直接連絡し、福祉医療費の取下げを依頼してください。

  （令和８年３月施術分までの取扱いと変更なし）

（６）保険者から支給申請書(原本)が返戻された場合の取扱い

支給申請書(原本)が、保険者からの返戻または施術所からの取下げ依頼により返戻となった後、保険者へ再請求する場合の取扱いは以下のとおりとなります。

＜支給申請書の割合・金額等の修正により、福祉医療費の請求額が変更になる場合に限ります。＞

- 国保・後期分

  支給申請書を修正して再請求してください。福祉医療費の取下げは不要です。

  （令和８年４月施術分からは併用レセプト請求であるため、支給申請書の修正により、福祉医療費の請求額が変更されます。）

- 被用者保険分

  福祉医療費請求額を別途変更する必要があるため、福祉医療費の請求を取下げ、修正のうえ再請求してください。取下げ依頼先は市町村です。

  （令和８年３月施術分までの取扱いと変更なし）

  ※被用者保険分にかかる福祉医療の過誤返戻では、福祉医療過誤調整結果通知書が送付されます。支給申請書の写しは返戻されませんので、再請求の際は、新たに支給申請書の写しを作成してください。

3．請求時の提出書類について

（1）提出書類

福祉医療費は、これまでどおりすべて国保連合会に請求しますが、国保・後期分と、被用者保険分とで提出書類が異なります。

▪ 療養費支給申請書等の編綴方法

注：国保・後期への請求にかかる総括表(Ⅰ)(Ⅱ)はこれまでどおり作成が必要です

総括票（Ⅰ）		
国保（※1）	総括票（Ⅱ）	
	総括票（Ⅱ）地単公費請求分（再掲）（※2）	
	支給申請書	七十歳以上　一般・低所得
		七十歳以上　七割給付
		一般被保険者
		未就学
後期高齢者	総括票（Ⅱ）	
	総括票（Ⅱ）地単公費請求分（再掲）（※2）	
	支給申請書	九割給付　八割給付
		七割給付

※1　国保は保険者ごとに総括票(Ⅱ)で取りまとめ、保険者番号順に並べてください。

※2　地単公費併用の支給申請書がある場合、提出してください。

被用者保険（※3）	**地単公費請求書**
	支給申請書の写し

※3　岐阜県の福祉医療費受給者で、主保険が岐阜県以外の国保の場合も含みます。

①－1　国保・後期分の地単公費の総括票
※新規作成　（P.12参照）

①－2　国保・後期分の支給申請書に地単公費の資格情報を追記します
（P.13参照）

②－1　被用者保険分の地単公費の請求書
※新規作成　（P.14参照）

②－2　被用者保険分の支給申請書の写しに地単公費の資格情報を追記します
※新規作成　（P.15参照）

３．請求時の提出書類について

① 国保・後期分の提出書類

① － １ **総括票（Ⅱ）地単公費請求分（再掲）**

※新規作成

・国保・後期分にかかる地単公費（福祉医療費助成金）の総括票です。
国保・後期の保険者ごとに作成し、総括票(Ⅱ)の続紙として総括票(Ⅱ)の下に綴ります。

・地単公費の事業別番号８０・８１・８５毎に件数と費用額を集計して記載します。

・地単公費を請求する支給申請書がない場合は作成不要です。

・国保連合会のホームページに掲載された様式をダウンロードして、A４サイズの用紙(原則白色)に印刷してください。

岐阜県国保連合会提出用(国保・後期分)

令和　　年　　月分

柔道整復施術療養費支給申請書総括票（Ⅱ）の続き
地単公費(福祉医療費助成金)請求分（再掲）

令和　　年　　月　　日

保険者名	
保険者番号	
広域連合代表保険者番号	

県番号	表別	施術機関番号	診療科
21	5		71

（請求者）登録記号番号
所在地
施術所名
柔道整復師名

地単公費負担医療(国保・後期分)

事業別番号		件数	費用額
80	(障害者)	件	円
81	(こども)	件	円
85	(ひとり親)	件	円

※事業別番号毎に件数、費用額を集計(再掲)してください。

＜地単公費(福祉医療費助成金)請求分の記載について＞
○国保・後期分にかかる地単公費(福祉医療費助成金)の総括票です。
(総括票(Ⅱ)の続紙として添付してください。)
○地単公費の事業別番号毎に件数、費用額を集計(再掲)して記載してください。

3．請求時の提出書類について

① 国保・後期分の提出書類

① － ２ **療養費支給申請書の原本**に追記

㋐「公費負担者番号」欄・「公費負担者医療の受給者番号」欄に福祉医療費受給者証の資格情報を記載。

㋑「単併区分」欄は「２.２併 」を〇で囲む。

・患者が国公費と地単公費の対象となる場合は、国公費を優先して適用します。(従前どおり)
なお、国公費併用で、福祉医療費の請求が０円となる場合は、地単公費負担者番号等は支給申請書に記載しないでください。

※主保険が岐阜県以外（保険者番号上２桁が21以外）の国保の場合は、原本ではなく写しを被用者保険分の「地単公費請求書」に添付してください。

３．請求時の提出書類について

② 被用者保険分、岐阜県以外の国保分の提出書類

② －１ **地単公費請求書**

※新規作成

・被用者保険分にかかる地単公費（福祉医療費助成金）の請求書です。

・被用者保険へ提出する支給申請書の写し（公費欄に地単公費負担者番号及び地単公費受給者番号を記載したもの）をまとめて綴ります。

※保険者が岐阜県以外（保険者番号上２桁が21以外）の国保分も写しをこちらに綴じてください。

・地単公費の事業別番号８０・８１・８５毎に件数、費用額を集計して記載します。

・国保連合会のホームページに掲載された様式をダウンロードして、A４サイズの用紙(原則白色)に印刷してください。

岐阜県国保連合会提出用(被用者保険分)

令和　　年　　月分

柔道整復施術療養費分

地単公費(福祉医療費助成金)請求書

地単公費(福祉医療費助成金)について、別添の支給申請書(写し)のとおり請求します。

令和　　年　　月　　日

県番号	表別	施術機関番号	診療科
21	5		71

(請求者) 登録記号番号
所在地
施術所名
柔道整復師名

地単公費負担医療(被用者保険分)

事業別番号		件数	費用額
80	(障害者)	件	円
81	(こども)	件	円
85	(ひとり親)	件	円

※事業別番号毎に件数、費用額を集計してください。

＜地単公費(福祉医療費助成金)請求書の記載について＞

○被用者保険分にかかる地単公費(福祉医療費助成金)の請求書です。

○被用者保険へ提出した支給申請書の写し(公費欄に地単公費負担者番号及び地単公費受給者番号を記載したもの)を綴り、国保連合会へ提出してください。

※被用者保険分の支給申請書(原本)は、従来どおり、保険者に提出してください。

○地単公費の事業別番号毎に件数、費用額を集計して記載してください。

3．請求時の提出書類について

更新

② 被用者保険分、岐阜県以外の国保分の提出書類

② － 2 **療養費支給申請書の写し**

※新規作成

㋐「公費負担者番号」欄・「公費負担者医療の受給者番号」欄に福祉医療費受給者証の資格情報を記載。

㋑「単併区分」欄は「1.単独」「2.2併」どちらの記載も可とします。

・患者が国公費と地単公費の対象となる場合は国公費を優先して適用します。(従前どおり)
なお、国公費併用で、福祉医療費の請求が0円となる場合は、写しの作成は不要です。

※**保険給付分の請求には、別途、支給申請書の原本を各保険者へ提出する必要があります。**

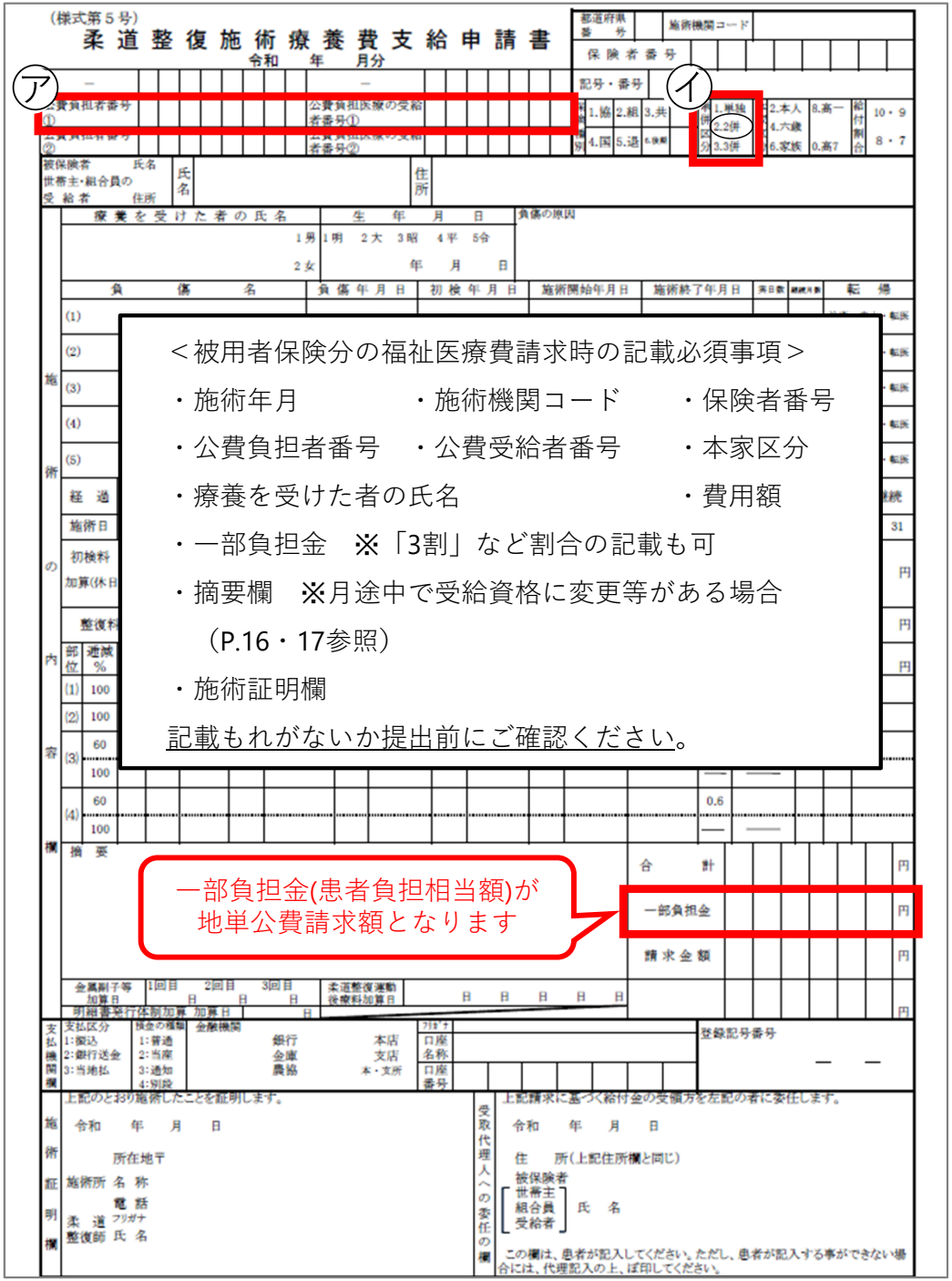

（２）月途中における資格変更等の場合の記載について

月途中で受給者証の資格変更等があった場合で、保険者番号に変更がない場合は、１枚の療養費支給申請書（被用者保険の場合は療養費支給申請書の写し）で請求します。

その場合、療養費支給申請書の摘要欄に、変更前後の費用額をそれぞれ明記してください。摘要欄に記載した変更前後の費用額の合計は、右側の合計欄の費用額と一致するように記載してください。

例１　月途中で福祉医療費の受給資格を取得した場合

－									－								
公費負担者番号①	○	○	2	1	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	×	×	×	×	×	×	×
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②							

摘　要	合　計	1,000	円
福祉資格取得前　550円	一部負担金	300	円
公費①　450円	請求金額	700	円

・療養費総額1,000円
・福祉医療費の受給資格取得前の費用額550円
・福祉医療費の受給資格取得後の費用額450円

3．請求時の提出書類について

更新

例２　月途中で市町村を跨ぐ住所変更があった場合（Ａ市からＢ市に転居など）

※国保組合・被用者保険のみ（市町村国保は保険者ごとに支給申請書を作成）

－									－							
公費負担者番号①	○	○	2	1	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	×	×	×	×	×	×	×
公費負担者番号②	○	○	2	1	△	△	△	△	公費負担医療の受給者番号②	×	×	×	×	×	×	×

摘　要	合　計	3,000	円
公費①　2,000円	一部負担金	900	円
公費②　1,000円	請求金額	2,100	円

・療養費総額3,000円

・Ａ市福祉医療費の費用額2,000円

・Ｂ市福祉医療費の費用額1,000円

※「総括票（Ⅱ）地単公費請求分（再掲）」(P.12)「地単公費請求書」(P.14)の件数欄は２件として記載します。

例３　月途中で福祉医療費の制度変更があった場合（「こども」→「ひとり親」など）

－									－							
公費負担者番号①	8	1	2	1	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	×	×	×	×	×	×	×
公費負担者番号②	8	5	2	1	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号②	×	×	×	×	×	×	×

摘　要	合　計	3,000	円
公費①　2,000円	一部負担金	900	円
公費②　1,000円	請求金額	2,100	円

・療養費総額3,000円

・こども医療費の費用額2,000円

・ひとり親医療費の費用額1,000円

※「総括票（Ⅱ）地単公費請求分（再掲）」(P.12)「地単公費請求書」(P.14)の件数及び費用額欄は、制度毎の件数・費用額を記載します。

４．ご留意いただきたいこと

（１）令和８年３月施術分以前の請求方法・請求先について

- 令和９年３月請求分まで【国保連合会へ提出】

「福祉医療費助成金請求書」にて、これまでどおり国保連合会へご提出ください。

- 令和９年４月請求分以降【各市町村の福祉医療担当課へ直接提出】

各市町村の福祉医療担当課へお問い合わせの上、直接ご提出（請求）ください。

（２）システム改修について

令和８年４月施術分以降については、「福祉医療費助成金請求書」で請求することはできません。併用レセプト請求方式への変更にあたっては、施術所におけるレセプトコンピュータの改修等が必要となる場合がありますので、システム開発業者等にご確認ください。

５．お問い合わせ先

- 制度の概要に関すること

  岐阜県健康福祉部国民健康保険課　福祉・高齢者医療係　TEL：058-272-8346

- 併用レセプトの請求に関すること

  岐阜県国民健康保険団体連合会　保険者支援課調整係　TEL：058-214-2973

6．変更履歴

ver	変更日	変更頁	変更内容
1.0	令和7年8月		初版
1.1	令和8年1月26日	P15	右側の図の＜被用者保険分の福祉医療費請求時の記載必須事項＞ ・「給付割合」、「被保険者氏名」を削除 ・「療養を受けた者の氏名」を追加
1.1	令和8年1月26日	P17	例2・例3の下に「総括票（Ⅱ）地単公費請求分（再掲）」「地単公費請求書」の記載方法の説明を追加